

お客さま各位

株式会社 東日本銀行

民法改正を踏まえた各種規定等の改定のお知らせおよび規定・約款のHP掲載について

東日本銀行は、2020年4月に施行される改正民法を踏まえ、各種規定等を2020年4月1日（水）から改定いたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。また、同時に投資信託、公共債に係る規定および約款を当行HP上に掲載させていただきます。

1. 対象規定

公共債振替決済口座管理規定	投資信託受益権振替決済口座管理規定
特定口座取引約款	

2. おもな改定内容

- 解約の同意方法について変更
- 各種規定変更時の周知方法について変更

3. 各種規定等の改定部分新旧対照表

公共債振替決済口座管理規定の改定部分新旧対照表は、以下のとおりです。

公共債振替決済口座管理規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>第16条(解約等)</p> <p>1～2略(変更なし)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振替債を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客さまについて相続の開始があったとき</p> <p>(2) お客さま等がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) <u>お客さまが第22条に定めるこの規定の変更</u> <u>に同意しないとき</u></p> <p><u>(4)</u> やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p>	<p>第16条(解約等)</p> <p>1～2略(変更なし)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振替債を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客さまについて相続の開始があったとき</p> <p>(2) お客さま等がこの規定に違反したとき</p> <p><u>(3)</u> <u>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u></p>



改定前	改定後
<p>第22条(規定の変更)</p> <p>この規定は、<u>法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。</u></p> <p><u>なお、変更の内容が、お客さまの従来の特権を制限し、またお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>第22条(規定の変更)</p> <p>この規定は、<u>法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。</u></p> <p><u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>

(注) 他の投資信託に係る規定および約款についても、上記の内容と同様の規定の改定・追加をおこないません。

4. HP掲載規定・約款

公共債振替決済口座管理規定	投資信託受益権振替決済口座管理規定
特定口座取引約款	投資信託定時定額購入サービス規定
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
自動けいぞく(累積)投資約款	

5. 改定日

2020年4月1日(水)

今後とも東日本銀行をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。